

北区大規模水害避難行動支援計画

概要版



令和4年（2022年）12月
北 区

目 次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について・・・ 3
3. 大規模水害を想定した個別避難計画について・・・・・・・・・・ 3
4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について・・・・・・・・・・ 5
5. 福祉避難所の確保と活用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 避難行動要支援者の避難における自助・共助・公助・・・・・・ 8
7. さらなる避難支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. はじめに

北区大規模水害避難行動支援計画の目的

北区は、概ね東側半分が低地部であり、その低地部内に約 20 万人が居住しています。

全国で多発する水害の状況を踏まえると、区でも大規模水害が発生するリスクが十分にあります。「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）においても、「できるだけ遠くの高台への避難」を基本的な方針として掲げています。

しかし、区民の中には自力での高台避難が困難な方が存在します。そこで、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和 4 年 12 月）では、大規模水害時における避難行動要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することにより、区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指していきます。

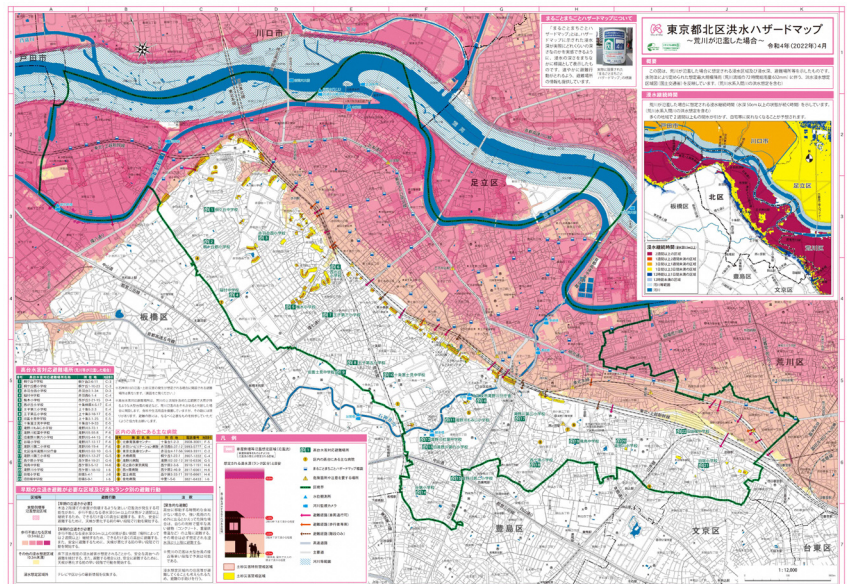


図 荒川氾濫を想定したハザードマップ（令和4年4月時点）

北区大規模水害避難行動支援計画の位置づけ

北区大規模水害避難行動支援計画は、災害対策基本法の改正や、「北区地域防災計画」や「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を踏まえて、大規模水害時の避難支援に関する考え方等を示す計画です。北区大規模水害避難行動支援計画に示す内容等を踏まえ、個別避難計画や避難確保計画等の具体的な計画の作成を推進し、避難の実効性の向上を図ります。

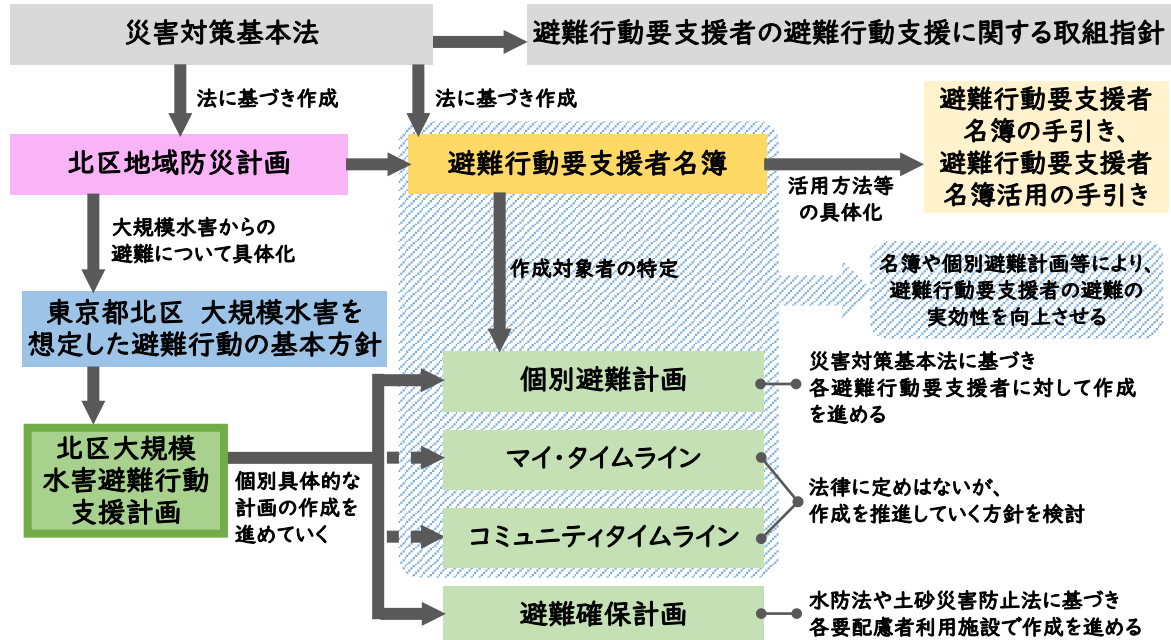


図 北区大規模水害避難行動支援計画および関連計画の位置づけ

北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（地域の浸水が概ね引く頃まで）としています。

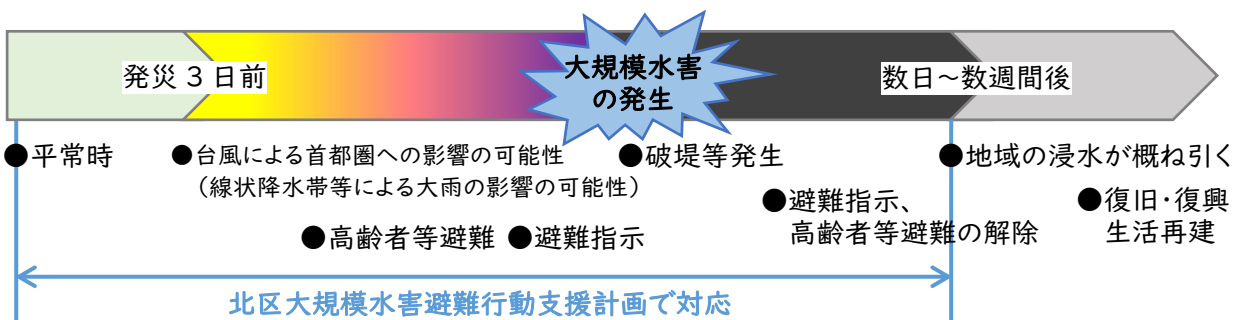


図 北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

北区大規模水害避難行動支援計画の対象者

北区大規模水害避難行動支援計画の対象となる、被支援者側と支援者側の考え方は以下のとおりです。

被支援者側

- ① 荒川浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者
- ② 北区地域防災計画に指定された要配慮者利用施設の入所者

支援者側

- ① 避難支援等関係者
- ② 避難支援者
- ③ 要配慮者利用施設の管理者や職員

警察署・消防署

民生委員・児童委員
自主防災組織
高齢者あんしんセンター

避難行動要支援者の親族
福祉・医療サービス提供者
など

2. 大規模水害を想定した避難行動要支援者名簿について

北区では、「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用されるよう、避難支援等関係者に名簿情報を提供しています。この名簿に登録された「避難行動要支援者」に対して、北区大規模水害避難行動支援計画に基づき個別避難計画の作成を行います。（詳しくは「3. 大規模水害を想定した個別避難計画について」を参照。）

3. 大規模水害を想定した個別避難計画について

個別避難計画作成の概要

個別避難計画は、避難行動要支援者に対して、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成します。

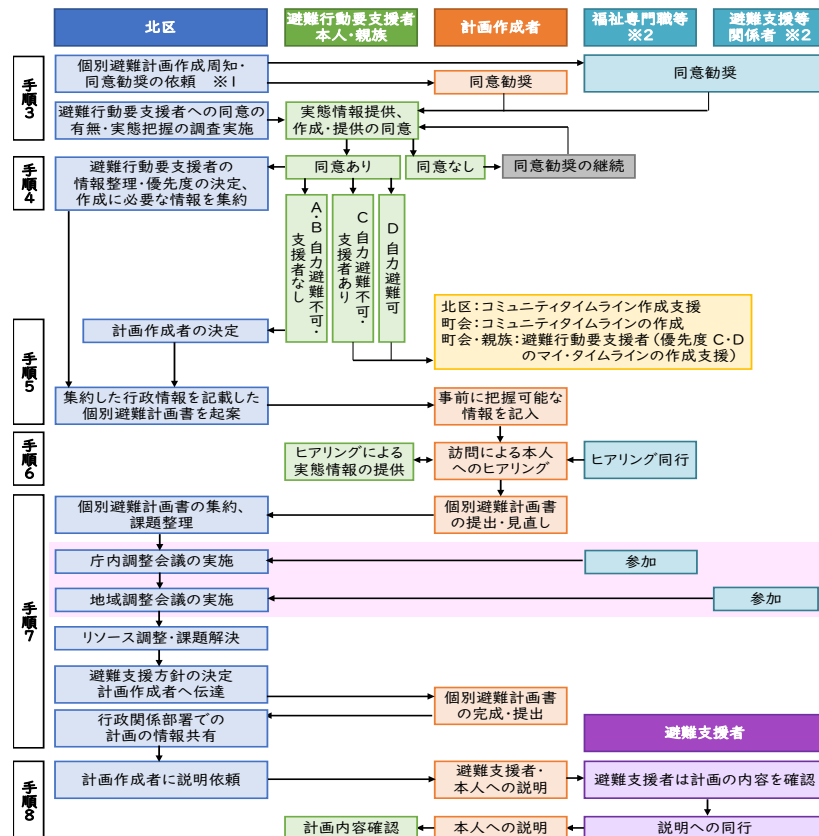
荒川の浸水想定区域内に居住する全ての名簿登録者について、名簿の情報提供、個別避難計画の作成、個別避難計画の情報提供、これら3点の同意を得た方を個別避難計画作成の対象者としてします。

計画作成者は、避難行動要支援者やその家族等と相談しながら、個別避難計画書のひな型に、本人データ、避難支援方針、避難支援者一覧、支援に必要な情報、計画の更新状況を整理します。

図 個別避難計画書（案）

個別避難計画の作成フロー

区は、個別避難計画の作成から提供や更新までの全体像を整理した以下のフロー図に沿って、個別避難計画の作成・更新を行います。



※1 福祉専門職等、避難支援等関係者へ幅広く周知する
 ※2 計画作成者や避難支援者を兼ねる場合も想定される

図 個別避難計画の作成フロー（手順3～8）

個別避難計画作成の優先度と作成方針

避難行動要支援者名簿登録者に対して、荒川の浸水有無や、自力での避難可否、避難支援者の有無などから、個別避難計画作成の優先度の考え方を整理しました。基本的には、優先度 A・B を対象に、以下に示す方針で個別避難計画作成を進めます。

表 個別避難計画作成の優先度と作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、縁故避難等や通常の避難所以外の避難先(福祉避難所や関係している医療機関等)も検討する。
B1	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・福祉避難所やその他の避難先(縁故避難やホテルなど)への避難を検討する。
B2	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 A および B1 に該当しない方。(希望登録者)	・ヒアリング内容によって計画作成方針を決定する。
C	浸水あり・自力避難不可・家族等の支援者あり。	・当面は地域や家族での支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。
D	浸水あり・自力避難可能。	

優先度と個別避難計画の作成担当者

個別避難計画作成者となる可能性のある方は以下のとおりです。優先度 A・B の方は、行政職員や福祉・医療関係者などを中心として個別避難計画の作成を行います。優先度 C・D の方は、避難支援等関係者や家族を通じたマイ・タイムラインの作成を基本とします。

表 優先度ごとの計画作成担当者

計画作成者	行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者			避難行動要支援者の家族	避難行動要支援者本人
		居宅介護支援事業所 【ケアマネジャー】	相談支援事業所 【相談支援専門員】	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員		
優先度 A	高	中	中	低	低	低	中	低					
優先度 B	中	高	高	中	中	中	中	低	低				
優先度 C		低	低	低	低	低			高	中	中	高	
優先度 D									中	高	高	高	高

【凡例】

高・中・低 → 計画の作成者となりうる可能性を示す

4. 要配慮者利用施設の避難確保計画について

要配慮者利用施設の施設管理者は、避難確保計画作成および避難訓練実施が義務づけられています。避難確保計画の作成対象施設のうち入所施設について、避難誘導や避難訓練の実施方法を整理し、作成を促進します。

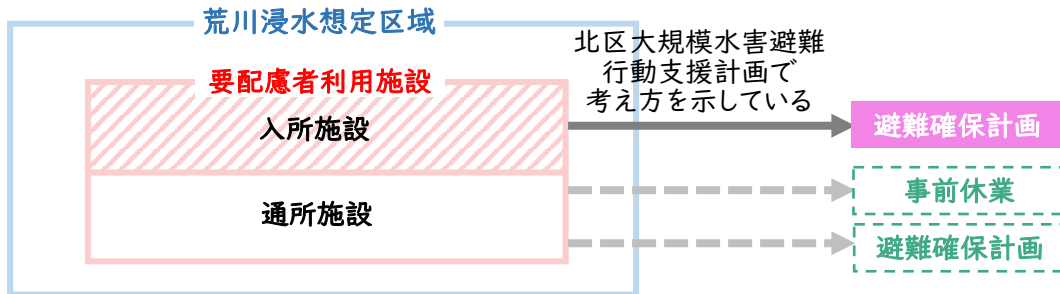


図 要配慮者利用施設の北区大規模水害避難行動支援計画対象範囲

5. 福祉避難所の確保と活用について

北区地域防災計画では、①福祉避難所（通所型）、②福祉避難所（介護型）、③福祉避難所（補完型）を福祉避難所として位置づけています。加えて北区大規模水害避難行動支援計画では、学校施設4か所程度を、④福祉避難所（準補完型）として位置づけました。

これらの福祉避難所では、主に個別避難計画の対象者（優先度 A・B）と要配慮者利用施設の入所者を受け入れる想定としています。

表 個別避難計画対象者および要配慮者利用施設の入所者の避難先の想定

	個別避難計画対象者 (優先度 A・B)	要配慮者利用施設 避難確保計画対象者
①福祉避難所（通所型）	○	
②福祉避難所（介護型）	○	
③福祉避難所（補完型）	○	
④福祉避難所（準補完型）	○	○

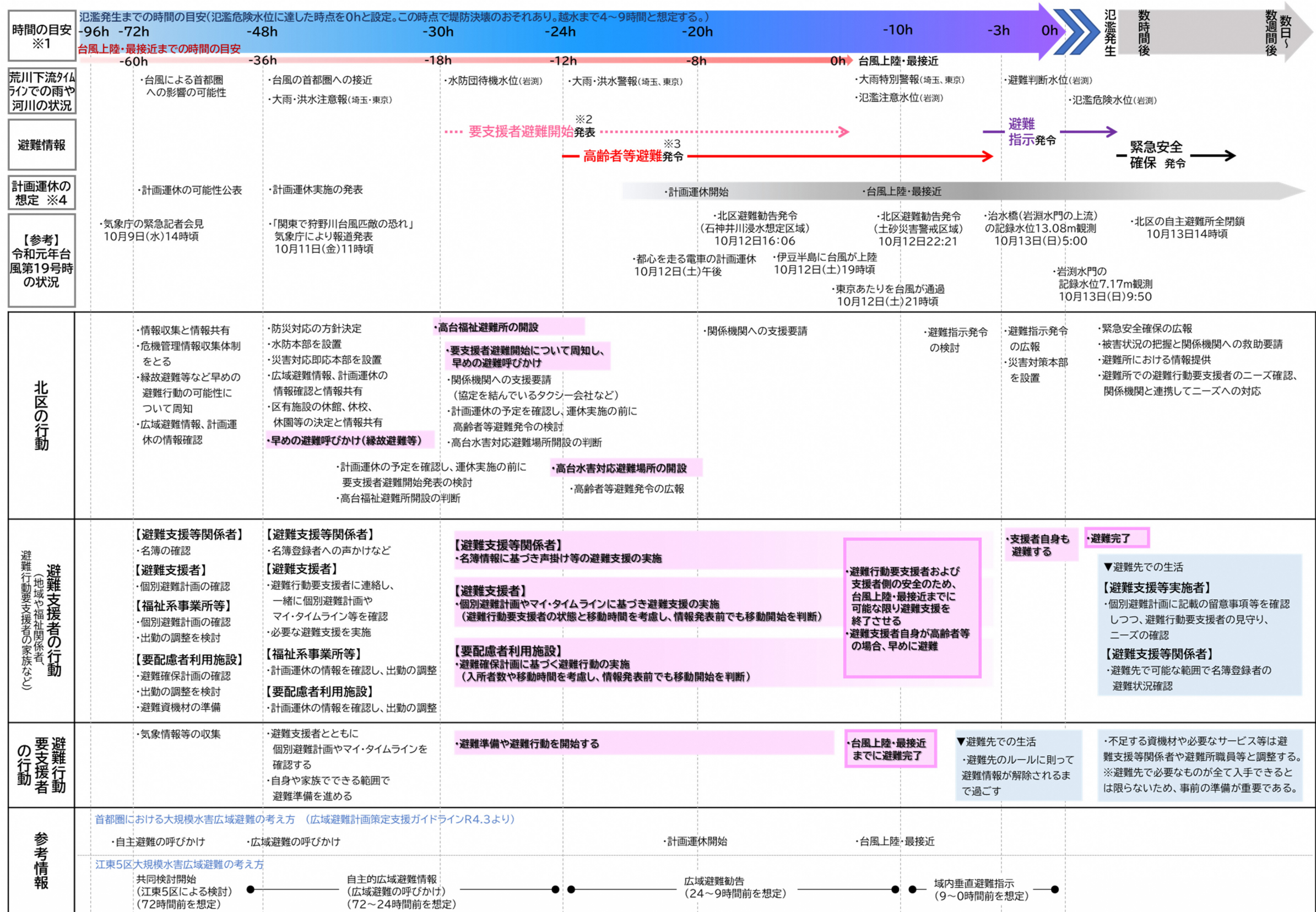
福祉避難所への受け入れについては、優先度の高い方から受入可能人数に限りのある①・②の福祉避難所への受け入れを行い、優先度 C・D の方は、福祉避難室（高台水害対応避難場所の教室等）を避難先として想定します。

なお、感染症対策や要支援者の状況を考慮した十分なスペースを確保することは困難であるため、決して快適な環境ではないことが想定されます。そのため、区では福祉避難所の環境整備に努めるとともに、縁故避難や宿泊施設、系列事業所等への避難を推奨しています。

北区避難支援タイムライン

避難行動要支援者や支援者側の避難行動タイミングの目安を時系列で整理した「北区避難支援タイムライン」を作成しました。

避難支援等関係者や避難支援者は、自身が支援する避難行動要支援者の状態や、避難先までの移動時間を考慮して避難行動の実施を判断します。また、避難に時間のかかる避難行動要支援者や要配慮者施設の入所者などの避難タイミングをお知らせする情報として「要支援者避難開始」を定めました。（詳しくは「6. 避難行動要支援者の避難における自助・共助・公助」参照）



※1 このタイムラインが示す時間軸と雨や河川の状況の関係、避難情報発表のタイミング等は、あくまで目安であり、実際の気象状況等によっては異なる状況となる可能性がある。
 ※2 避難に時間のかかる優先度A・Bの避難行動要支援者および要配慮者利用施設の入所者などから早期の避難行動を開始する。
 ※3 区は、高齢者等避難の発令について、計画運休の情報を踏まえてタイミングを検討する。
 ※4 計画運休の想定は、首都圏における広域避難の考え方(広域避難計画策定支援ガイドライン(R4.3)、首都圏における大規模水害広域避難検討会)と合わせて設定している。

6. 避難行動要支援者の避難における自助・共助・公助

避難支援の基本的な考え方

大規模水害時の避難支援については、公助のほか、避難行動要支援者自身やその家族による「自助」、避難支援等関係者や避難支援者、地域住民等による「共助」が重要となります。

■発災のおそれ～発災時の取組み内容（例）

自助

- 個別避難計画を確認し、避難行動の確認や避難支援者への連絡
- 災害情報や避難情報の収集
- 浸水区域外の縁故避難先や宿泊先等の確保

共助

- 名簿に基づく声掛け等
- 個別避難計画に基づく避難支援
- 地域住民から、地域の要配慮者利用施設へ声掛け・避難支援等

公助

- 避難情報の提供
- 高台水害対応避難場所・高台にある福祉避難所の開設
- 移動手段の提供
- 関係機関への支援要請
- 避難場所における生活環境の確保
- 避難者状況の把握

北区における避難情報

内閣府が示す5段階の警戒レベルに対応した避難情報のほか、避難に時間のかかる避難行動要支援者等が避難する目安として、区独自の情報である「要支援者避難開始」を定めました。

表 発令される避難情報

警戒レベル	状況	区民が取るべき行動	避難情報等	発令主体
5	災害発生または切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保	区
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~				
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	区
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	区
—	災害のおそれあり	避難行動要支援者への避難の呼びかけ、避難行動要支援者への避難支援、要配慮者利用施設の避難行動の実施	要支援者避難開始	区(独自)
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報	気象庁
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	気象庁

## 7. さらなる避難支援の取組み

避難支援の実効性向上のために区として推進していきたいと考える取組みは以下のとおりです。

- (1) 個別避難計画に基づいた訓練の実施
- (2) 避難支援行動を踏まえたコミュニティタイムラインの作成
- (3) 避難行動要支援者支援におけるDXの推進
- (4) 復旧・復興期における避難行動要支援者の支援
- (5) 支援計画の検証と見直し

#### 北区大規模水害避難行動支援計画 概要版

刊行物登録番号 4-1-115

発行年月日 令和4年(2022年)12月

発行 東京都北区危機管理室防災・危機管理課

〒114-8505 東京都北区王子本町 1-15-22

電話 03-3908-8184